

大阪市低所得者支援及び定額減税補足給付金（不足額給付）支給事務実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として実施する、低所得者支援及び定額減税補足給付金（不足額給付）に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 大阪市低所得者支援及び定額減税補足給付金（不足額給付）（以下「調整給付金（不足額給付分）」という。）は、低所得者支援及び定額減税補足給付金（調整給付）（以下「調整給付金（当初給付分）」という。）の支給額に不足が生じる者等に対し、大阪市によって贈与される給付金をいう。

（支給対象者）

第3条 調整給付金（不足額給付分）の支給対象者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、令和7年1月1日時点で大阪市に住所を有する者（大阪市の住民基本台帳に記録されていないが、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による道府県民税所得割又は市町村民税所得割（以下「個人住民税所得割」という。）が課される者等を含む。）とする。ただし、所得税法（昭和40年法律第33号）上の非居住者並びに令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税所得割に係る合計所得金額が1,805万円を超える者を除く。

(1) ア及びイに掲げる額の合計額（1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）がウに掲げる額を上回る所得税又は個人住民税所得割の納税義務者

ア 3万円に、その者の令和6年12月31日時点の同一生計配偶者又は扶養親族である者（いずれも国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得た額から、その者の令和6年分所得税額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の3第1項の規定がないものとした場合における令和6年分の所得税の額をいう。以下同じ。）を差し引いた額

イ 1万円に、その者の令和5年12月31日時点の控除対象配偶者又は扶養親族である者（いずれも国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得た額から、その者の令和6年度分個人住民税所得割額（地方税法附則第5条の8第4項及び第5項の規定の適用を受ける前のものをいう。以下同じ。）を差し引いた額

ウ 調整給付金（当初給付分）の額（調整給付金（当初給付分）を辞退等（調整給付金（当初給付分）の受給に係る手続きを行わなかったことにより、調整給付金（当初給付分）の支給を受けることを辞退したものとみなした場合又は支給を受ける意思を

取り消したものとみなした場合を含む。以下同じ。) した者にあっては、調整給付金（当初給付分）を辞退等していなければ受給していた額をいい、調整給付金（当初給付分）給付対象外であった場合、0円とする。)

- (2) 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額が0円であり、令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者
 - (3) 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額が0円であり、地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者である者
 - (4) 前3号の規定にかかわらず、物価高騰対応重点支援地方創生交付金制度要綱（令和5年11月29日付け府地創第327号）に規定する「地域の実情によりやむを得ないと内閣府が認める場合」に該当する者
- 2 前項第1号アに掲げる額は、給与支払報告書又は公的年金等支払報告書に記載する控除外額又は確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等から把握できる令和7年度分個人住民税課税情報から推計した令和6年分所得税額から算定した額とすることができます。
- 3 第1項各号においては、修正申告等により同時に要件を満たすことのない給付を受けている者を除く。
- 4 第1項第2号及び第3号においては、次の各号に該当する者を除く。
- (1) 令和6年分所得税額又は令和6年度個人住民税所得割額が0円でない者
 - (2) 調整給付金（当初給付分）の給付対象者（控除対象配偶者又は扶養親族として加算される者を含む。）
 - (3) 物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和5年法律第81号）第2条第1号に掲げる世帯、同法施行規則（令和5年内閣府・総務省・財務省令第1号）第2条第1号ロ、ハ又はニに掲げる世帯の世帯主又は世帯員

（支給額）

第4条 前条第1項第1号の規定による支給対象者に対して支給する調整給付金（不足額給付分）の金額は、同号ア及びイに掲げる額の合計額（1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）から同号ウに掲げる額を差し引いた金額とする。ただし、令和6年分所得税に係る合計所得金額が1,805万円を超える場合は同号アを、令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円を超える場合は同号イを、それぞれ0円とする。また、令和6年1月2日以降に国外から転入し令和7年1月1日時点で大阪市に住所を有する者（大阪市の住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課される者等を含む。）については、同号イを0円とする。

- 2 前条第1項第2号及び第3号の規定による支給対象者に対して支給する調整給付金

(不足額給付分)の金額は、原則として、4万円とする。ただし、令和6年1月2日以降に国外から転入し令和7年1月1日時点で大阪市に住所を有する者（大阪市の住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課される者等を含む。）については、3万円とする。

- 3 前条第1項第4号の規定による支給対象者に対して支給する調整給付金（不足額給付分）の金額は、原則として、4万円から、所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）による改正後の所得税法及び地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）による改正後的地方税法に基づく特別税額控除額、既に給付を受けた調整給付金（当初給付分）の額並びに前条第1項第1号の規定により支給される調整給付金（不足額給付分）の額（いずれも控除対象配偶者又は扶養親族として加算される者として受けた額を含む。）を差し引いた額とする。
- 4 前条第1項第1号ア及びイに掲げる額を課税台帳等から抽出し、調整給付金（不足額給付分）の金額の算定等の事務処理を進める日（以下「事務処理基準日」という。）は、令和7年6月2日とする。
- 5 前条第1項第1号ア及びイに掲げる額は、税情報確定日（これらの額の算定の基礎となる情報を課税台帳等から抽出する最終日をいう。以下同じ。）として市長が別に定める日において課税台帳等に記載されている情報から算定した額とする。
- 6 本市が、第8条の規定による「大阪市定額減税補足給付金（不足額給付）申請書」（以下「申請書」という。）を提出した者に係る調整給付金の金額を算定するにあたり、前条第1項第1号ア及びイに掲げる額は、第5項の税情報確定日とは別に、市長が別に定める日において課税台帳等に記載されている情報から算定した額とする。

（受給権者）

第5条 調整給付金（不足額給付分）の受給権者は、第3条における支給対象者とする。

（申込書による申込み等の方法）

第6条 本市は、次の各号に掲げる要件を満たす者のうち市長が別に定める者に対し、第2号に規定する金融機関の口座に調整給付金（不足額給付分）を振り込む旨の調整給付金（不足額給付分）の支給の申込みを行う。

- (1) 第3条第1項、第3項及び第4項に規定する支給要件を満たすことを市長が確認した支給対象者
- (2) 本市が、次に掲げる当該支給対象者の金融機関の口座に係る情報を保有している者
 - ア 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第9条に基づき内閣総理大臣から提供を受けた公的給付支給等口座情報
 - イ 大阪市低所得者支援及び定額減税補足給付金（調整給付）支給事務実施要綱に基づ

く調整給付金（当初給付分）の振込に利用した金融機関の口座に係る情報

ウ 大阪市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事務実施要綱に基づく物価高騰非課税世帯支援給付金、物価高騰均等割世帯支援給付金、物価高騰子ども加算支援給付金、令和6年度物価高騰非課税世帯支援給付金、令和6年度物価高騰均等割世帯支援給付金又は令和6年度物価高騰子ども加算支援給付金並びに大阪市物価高騰対策給付金支給事業実施要綱に基づく世帯給付金又は子ども加算給付金の振込に利用した金融機関の口座に係る情報

- 2 支給の申込みは、本市が第1号様式による「大阪市定額減税補足給付金（不足額給付）の支給のお知らせ」（以下「申込書」という。）を郵送することにより行う。
 - 3 申込書の送付を受けた支給対象者（以下「被申込者」という。）が次の各号に掲げる場合に該当するときは、口頭による申出（以下「口頭申出」という。）により本市に意思表示を行うものとする。
 - (1) 申込書に記載された金融機関の口座を別の金融機関の口座（被申込者の口座に限る。）に変更する場合
 - (2) 申込みを承諾せず、次条第1項に規定する確認書の提出を行う場合
 - (3) 調整給付金（不足額給付分）の受給を拒否する場合
 - (4) 第3条に規定する支給対象者に該当しない場合
 - (5) 申込書に記載された調整給付金（不足額給付分）の金額に異議があり、申込みを承諾しない場合
 - 4 前項第1号に掲げる場合においては、被申込者は、口頭申出を行った後、第2号様式による「振込口座変更届出書」（以下「口座変更届」という。）を、市長に提出しなければならない。
 - 5 口座変更届の提出は、本市へ郵送する方法によらなければならない。
 - 6 第3項第5号に掲げる場合においては、被申込者は、口頭申出を行った後、第8条の規定により申請書を提出しなければならない。
- （確認書による申請等の方法）
- 第7条 次の各号に掲げるいずれかの者（以下「確認書対象者」という。）は、第3号様式による「大阪市定額減税補足給付金（不足額給付）支給要件確認書」（以下「確認書」という。）を本市に提出することにより調整給付金（不足額給付分）の受給の申請を行わなければならない。
- (1) 第3条第1項、第3項及び第4項に規定する支給要件を満たすことを市長が確認した支給対象者のうち、本市が、前条第1項第2号に掲げる当該支給対象者の金融機関の口座に係る情報を保有していない者
 - (2) 前条第3項第2号に該当する者
 - (3) 前2号に掲げるもののほか市長が別に定める者
- 2 確認書の提出は、本市へ郵送する方法によらなければならない。

- 3 確認書対象者は本市が確認書対象者に送付する確認書に必要な事項を記入し、本市に対し返送しなければならない。
- 4 確認書対象者（市長が別に定める者を除く。）が確認書に記載された調整給付金（不足額給付）の金額に異議がある場合においては、前条第6項の規定を準用する。この場合において同項中「第3項第5号に掲げる場合においては、被申込者」とあるのは「確認書対象者」と読み替えるものとする。

(申請書による申請等の方法)

第8条 調整給付金（不足額給付分）の支給を受けようとする者のうち、被申込者及び確認書対象者（第6条第6項（前条4項の規定により準用される場合を含む。）の規定により申請書を提出しなければならない者を除く。）に該当しない者（以下「申請者」という。）は、本市へ第4号様式による「大阪市定額減税補足給付金（不足額給付）申請書」（以下「申請書」という。）の送付を依頼し、市長が必要と認めた者に対し送付した申請書を、本市に提出しなければならない。

- 2 申請書の提出は、本市へ郵送する方法によらなければならない。
- 3 申請書の提出にあたっては、申請書に必要な事項を記入し、市長が別に定める書類を添えて本市に対し返送しなければならない。
- 4 第6条第1項の規定にかかわらず、本市は、前3項の規定により申請書を提出した支給対象者に対し、第4条（第5項を除く。）の規定により算定した調整給付金（不足額給付分）の金額を、当該申請書に記載された方法により支給する旨の調整給付金（不足額給付分）の支給の申込を行う。
- 5 第6条第2項から第5項まで（第3項第2号及び第5号を除く。）の規定は、前項による支給の申込について準用する。
- 6 次条の規定により代理人からの調整給付金（不足額給付分）の申請書の提出を受けた場合、本市は、代理人あてに第4項の規定による支給の申込を行う。

(代理による調整給付金（不足額給付分）の申請)

第9条 申請者又は確認書対象者（以下「申請者等」という。）に代わり、代理人として調整給付金（不足額給付分）の受給の申請、前条第1項の規定による申請書の提出又は受給（以下「受給の申請等」という。）を行うことができる者は、次の各号に掲げる者に限る。

- (1) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人をいう。）
- (2) 支給対象者と同一の世帯に属する他の者及び別居の親族
- (3) 平素から支給対象者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者
- (4) 大阪市市税条例（昭和29年大阪市条例第16号）第20条第1項に規定する納税管理人

- 2 申請者等に代わり代理人が調整給付金（不足額給付分）の受給の申請等を行うときは、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。
- (1) 委任の旨を証する書面（以下「代理申請書」という。）（前項第2号又は第3号に掲げる者が代理人として調整給付金（不足額給付分）の受給の申請等を行う場合に限る。）
 - (2) 申請者等に係る本人確認書類
 - (3) 当該代理人に係る本人確認書類
 - (4) 市長が別に定める代理権を確認するための書類（前項第1号から第3号までに掲げる者が代理人として調整給付金（不足額給付分）の受給の申請等を行う場合に限る。）
- 3 代理申請書等（代理申請書及び前項各号に掲げる当該代理申請書に添えて提出すべき書類をいう。以下同じ。）の提出は、本市へ郵送する方法によらなければならない。
- 4 被申込者に代わり、代理人として口頭申出（次条に規定するオンライン申請によるものを除き、第7条第4項の規定により準用された第6条第6項の規定及び第8条第5項の規定により準用された第6条第3項の規定によるものを含む。）を行うことができる者は、第1項第1号及び第4号に掲げる者その他市長が別に定める者に限る。

（調整給付金（不足額給付分）の受給の申請方法の特例）

第10条 前4条の規定にかかわらず、口頭申出（第7条第4項の規定により準用された第6条第6項の規定及び第8条第5項の規定により準用された第6条第3項の規定によるものを含む。次2条において同じ。）、口座変更届の提出、申請書の送付依頼、申請書の提出及び調整給付金（不足額給付分）の受給の申請に係る手続きについては、市長が別に定める電気通信回線を通じて送信する方法（以下「オンライン申請」という。）により行うことができる。

（提出の期限等）

- 第11条 口頭申出（オンライン申請によるものを含む。以下同じ。）の受付を開始する日は、令和7年8月12日とする。
- 2 確認書（オンライン申請によるものを含む。）の受付を開始する日は、令和7年8月12日とする。
- 3 口頭申出の申出期限は、次の各号に掲げる申込書に係る口頭申出の区分に応じ、当該各号に定める日とする。
- (1) 本市が令和7年8月12日及び14日に郵送した申込書に係る口頭申出 令和7年8月27日
 - (2) 前号に規定する申込書以外の申込書に係る口頭申出 本市が当該申込書を郵送した日から起算して2週間を経過する日
- 4 確認書（オンライン申請によるものを含む。）の提出期限は、令和7年10月31日とする。

- 5 申請書及び第8条第3項に定める当該申請書に添えて提出すべき書類の受付を開始する日は、令和7年8月5日とする。
- 6 申請書（オンライン申請によるものを含む。）の提出期限は、令和7年9月22日とする。

（調整給付金（不足額給付分）の支給の決定等）

- 第12条 市長は、被申込者が前条第3項に規定する日までに口頭申出（第6条第3項第1号に係る口頭申出を除く。）を行わないときは、当該被申込者が申込みを承諾したとみなし、当該被申込者に対し調整給付金（不足額給付分）を支給することを決定する。
- 2 第6条第3項第1号に係る口頭申出は、申込みに対する承諾とみなす。ただし、同条第6項の規定により金額の変更を申し出た場合は、この限りでない。
 - 3 市長は、口座変更届又は確認書（第9条の規定に基づき代理人が提出した代理申請書等を含む。）を受け付けた場合において、これらに記載された内容が適正であることを確認し、被申込者又は確認書対象者に対し調整給付金を支給すべきものと認めたときは、これらの被申込者又は確認書対象者に対し調整給付金（不足額給付分）を支給することを決定する。
 - 4 第1項及び第3項の規定による決定は、令和7年12月12日までに行うものとする。
 - 5 市長は、被申込者又は申請者等が第3条に規定する支給要件を満たさない場合は、調整給付金（不足額給付分）を支給しない旨を、当該被申込者又は申請者等（代理人により受給の申請等が行われた場合にあっては当該代理人）あて通知する。

（調整給付金（不足額給付分）の支給の方法）

- 第13条 前条第1項及び第3項の規定により調整給付金（不足額給付分）を支給することを決定した場合は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる方法により、調整給付金（不足額給付分）を支給する。
- (1) 確認書又は申請書において現金による調整給付金（不足額給付分）の支給を希望している場合 本市が本市の窓口で現金を交付する方法又は書留扱いの郵便を利用して現金を送付する方法
 - (2) 前号に規定する場合以外の場合 申込書、口座変更届又は確認書に記載された金融機関の口座に振り込む方法

（調整給付金（不足額給付分）の確認書の提出等が行われなかった場合等の取扱い）

- 第14条 市長が次条の規定による周知を行ったにもかかわらず、申請者等が、次の各号に掲げるいずれの申請書類（オンライン申請によるものを含む。）をも当該各号に掲げる提出期限までに提出しなかった場合は、申請者等が調整給付金（不足額給付分）の支給を受けることを辞退したものとみなす。

- (1) 確認書 第11条第4項に規定する提出期限
- (2) 申請書 第11条第6項に規定する提出期限

2 次の各号に掲げる場合は、被申込者又は申請者等が、調整給付金（不足額給付分）の支給を受ける意思を取り消したものとみなす。この場合において、第12条第1項から第3項までの規定により調整給付金（不足額給付分）を支給することを決定しているときは、その決定を取り消す。

- (1) 前条第1項第2号に規定する金融機関の口座に振り込みを行うことができなかつた場合において、被申込者に対し市長が調整給付金（不足額給付分）の支給の方法の確認等に努めたにもかかわらず、市長が別に定める期限までに、当該被申込者が調整給付金（不足額給付分）の支給の方法に係る補正を行わない場合
- (2) 被申込者が、第6条第4項（第8条第5項の規定により準用される場合を含む。）の規定により口座変更届を提出する必要があるにもかかわらず、市長が別に定める期限までに、当該口座変更届を提出しない場合
- (3) 被申込者が提出した口座変更届の不備があり、市長が確認等に努めたにもかかわらず、市長が別に定める期限までに、当該被申込者が当該不備に係る補正を行わない場合
- (4) 申請者等が提出した確認書又は申請書（第9条の規定に基づき代理人が提出した代理申請書等を含む。）の不備があり、市長が確認等に努めたにもかかわらず、市長が別に定める期限までに、当該申請者等（代理人により受給の申請等が行われた場合にあっては当該代理人）が当該不備に係る補正を行わない場合

（支給等に関する周知）

第15条 市長は、調整給付金（不足額給付分）事業の実施にあたっては、支給対象者の要件、確認書及び申請書の提出方法、確認書及び申請書の受付を開始する日その他調整給付金（不足額給付分）事業の概要に関する事項について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

（不当利得の返還）

第16条 市長は、偽りその他不正の手段により又は支給要件を満たしていないにもかかわらず調整給付金（不足額給付分）の支給を受けた者に対しては、支給を行った調整給付金（不足額給付分）に係る支給の決定を取り消し、当該調整給付金（不足額給付分）の返還を求める。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第17条 調整給付金（不足額給付分）の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第18条 この要綱の実施のために必要な事項は、支給対象者及び支給額に関することは財政局税務総長が、支給手続きに関することは市民局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月23日から施行する。

附 則（令和7年7月30日決裁）

この改正要綱は、令和7年8月1日から施行する。

第1号様式

ア 当初発送・通常印字用 (200mm×148mm)

(表)

大阪市定額減税補足給付金(不足額給付)の支給のお知らせ 様 様 (支給対象者)		お問合せ番号 <input type="text"/>	
		振込口座 <input type="text"/>	
		口座名義 <input type="text"/>	
		振込予定日 <input type="text"/>	
<small>ご注意：振込口座に振り込みができないことがわかったときは、振込予定日に振り込むことはできません。この場合、事務局から連絡させていただきますが、指定する日までに必要書類をご提出いただかなければ、本給付金は支給できません。</small>			
不足額給付金の支給額及び算出式			
所得税分	定額減税可能額	令和6年分 所得税定額減税額	控除不足額① 円 = <input type="text"/> 円
			扶養親族数 (R6.12.31時点) <input type="text"/> 人
個人住民税分	定額減税可能額	令和6年度分 個人住民税 所得割額(定額減税前)	控除不足額② 円 = <input type="text"/> 円
			扶養親族数 (R5.12.31時点) <input type="text"/> 人
合計	控除不足額① <input type="text"/> 円	控除不足額② <input type="text"/> 円	合計③ (所要額) 円 = <input type="text"/> 円
支給額	③を1万円単位に 切り上げ <input type="text"/> 円	初調整給付支給額 (昨年支給分) <input type="text"/> 円	不足額給付支給額 (今回支給分) 円 = <input type="text"/> 円
			<small>一定の時間を要するため、最新の申告内容が反映されていない場合があります。</small> <small>(注)「扶養親族数」には控除対象配偶者・16歳未満の扶養親族を含みます。 (国外居住者は除く)</small> <small>(注)裏面の支給要件(支給対象者)2に該当する方は、 不足額給付支給額(今回支給分)のみ記載しています。</small>
原則手続き不要です <small>口座変更、受給辞退または所得税・個人住民税の 税額変更等により支給額の変更を申し出される方は までに連絡が必要です。詳しくは裏面をご確認ください。</small>			

支給要件(支給対象者)

- 令和7年1月1日(賦課期日)時点において大阪市にお住まいの方で次のいずれかの要件に該当する方
- 1.当初調整給付金(昨年支給分)の所要額に不足が生じている方
 - 2.専従者または合計所得金額48万円超の方のうち、所定の要件を満たす方(非課税世帯等向け給付金の対象世帯であった方を除く。)
- 詳細はホームページをご覧ください。

注意事項

所得税・個人住民税の税額変更等により支給額の変更を申し出ることができます。申し出た場合は、本書は無効となり、本書による給付金の支給は行わず、お申し出後にお送りする申請書を提出する必要があります。また、税額等の情報が異なる場合は令和7年8月29日(金)までに個人住民税の税情報を修正する必要があります。なお、申請書の提出後に支給額を再度算定した結果、支給額が増額、減額または変更なしや支給対象外となる可能性があり、再度算定した結果については変更することはできません。

*給付金の支給後、支給対象外であることが判明した場合は、給付金の返還を求める場合があります。

連絡が必要な場合

次のいずれかに該当する場合は、表面記載の期日までにコールセンターまでご連絡いただくか、オンラインで手続きしてください。

- ・振込口座の変更を希望する場合(表面に記載の振込予定日には支給できません。)
*口座をお持ちでない等の理由により口座振込で受給できない方はコールセンターへご連絡ください。
- ・本給付金の受け取りを辞退される場合
- ・支給対象者がお亡くなりになられた場合
- ・令和7年7月以降に所得税・個人住民税の税額変更等(扶養人数の変更等)があったことにより支給額の変更を申し出る場合(支給額の変更を申し出た時点で本書は無効となります。)

本書に関してコールセンターにお電話をしていただける方は次のとおりです。

- ・支給対象者本人
- ・法定代理人(親権者・未成年後見人・成年後見人・保佐人・補助人)…支給対象者本人との関係性が確認できる書類(登記事項証明書等)をFAXでお送りいただき確認させていただきます。
- ・同居または別居の親族…本書を現認されている親族の方に限らせていただきますので、お手元に本書をご用意ください。
- ・個人市・府民税の納税管理人

イ 当初発送・文字数超過等対応用 (A 4)
(表)

様	お問合せ番号 []						
大阪市定額減税補足給付金(不足額給付)の支給のお知らせ							
様 (支給対象者)							
<p>このお知らせは、大阪市定額減税補足給付金(不足額給付) ※(以下、「本給付金」といいます。)の支給要件を満たすことを 確認できた方のうち本市が預貯金口座を把握している方に順 にお送りしています。</p> <p>※本給付金は、令和6年分の所得税および令和6年度分個人住 民税において定額減税しきれない方への給付金です。 〔定額減税額〕所得税分:1人当たり3万円 個人住民税分:1人当たり1万円</p>							
<table border="1"><tr><td style="text-align: center;">振込口座</td><td>[]</td></tr><tr><td style="text-align: center;">口座名義</td><td>[]</td></tr><tr><td style="text-align: center;">振込予定日</td><td>[]</td></tr></table>		振込口座	[]	口座名義	[]	振込予定日	[]
振込口座	[]						
口座名義	[]						
振込予定日	[]						
<p>ご注意: 振込口座に振り込みができることがわかったときは、振込予定日に振 り込むことはできません。この場合、事務局から連絡させていただきますが、指定 する日までに必要書類をご提出いただかなければ、本給付金は支給できません。</p>							
不足額給付金の支給額及び算出式							
所得税分	定額減税可能額 [] 円 - 令和6年分 所得税定額減税額 [] 円 = 控除不足額① [] 円 扶養親族数 (R6.12.31時点) [] 人						
個人住民税分	定額減税可能額 [] 円 - 令和6年度分 個人住民税 所得割額(定額減税前) [] 円 = 控除不足額② [] 円 扶養親族数 (R5.12.31時点) [] 人						
合計	控除不足額① [] 円 + 控除不足額② [] 円 = 合計③(所要額) [] 円						
支給額	③を1万円単位に 切り上げ [] 円 - 当初調整給付支給額 (昨年支給分) [] 円 = 不足額給付支給額 (今回支給分) [] 円						
<p>確定申告書等の申告後、申告内容が個人住民税情報に反映されるまで一定の時間を要するため、最新の申告内容が反映されていない場合があります。</p>							
<p>原則手続き不要です</p>							
<p>口座変更、受給辞退または所得税・個人住民税の 税額変更等により支給額の変更を申し出される方は 連絡が必要です。詳しくは裏面をご確認ください。</p>							
<p>までに (注)「扶養親族数」には控除対象配偶者・16歳未満の扶養親族を含みます。 (国外居住者は除く)</p>							
<p>(注)裏面の支給要件(支給対象者)2に該当する方は、 不足額給付支給額(今回支給分)のみ記載しています。</p>							

(裏)

支給要件(支給対象者)

令和7年1月1日(賦課期日)時点において大阪市にお住まいの方で次のいずれかの要件に該当する方

- 1.当初調整給付金(昨年支給分)の所要額に不足が生じている方
- 2.専従者または合計所得金額48万円超の方のうち、所定の要件を満たす方(非課税世帯等向け給付金の対象世帯であった方を除く。)
詳細はホームページをご覧ください。

注意事項

所得税・個人住民税の税額変更等により支給額の変更を申し出ることができます。申し出た場合は、本書は無効となり、本書による給付金の支給は行わず、お申し出後にお送りする申請書を提出する必要があります。また、税額等の情報が異なる場合は令和7年8月29日(金)までに個人住民税の税情報を修正する必要があります。

なお、申請書の提出後に支給額を再度算定した結果、支給額が増額、減額または変更なしや支給対象外となる可能性があり、再度算定した結果については変更することはできません。

※給付金の支給後、支給対象外であることが判明した場合は、給付金の返還を求める場合があります。

連絡が必要な場合

次のいずれかに該当する場合は、表面記載の期日までにコールセンターまでご連絡いただかず、オンラインで手続きしてください。

- ・振込口座の変更を希望する場合(表面に記載の振込予定日には支給できません。)
※口座をお持ちでない等の理由により口座振込で受給できない方はコールセンターへご連絡ください。
- ・本給付金の受け取りを辞退される場合
- ・支給対象者がお亡くなりになられた場合
- ・令和7年7月以降に所得税・個人住民税の税額変更等(扶養人数の変更等)があったことにより支給額の変更を申し出る場合(支給額の変更を申し出た時点で本書は無効となります。)

本書に関してコールセンターにお電話をしていただける方は次のとおりです。

- ・支給対象者本人
- ・法定代理人(親権者・未成年後見人・成年後見人・保佐人・補助人)…支給対象者本人との関係性が確認できる書類(登記事項証明書等)をFAXでお送りいただき確認させていただきます。
- ・同居または別居の親族…本書を現認されている親族の方に限らせていただきますので、お手元に本書をご用意ください。
- ・個人市・府民税の納税管理人

ウ 申請書用 (A 4)

(表)

様	お問合せ番号 []
大阪市定額減税補足給付金(不足額給付)の 支給のお知らせ(申請書用)	
様 (支給対象者)	
<p>このお知らせは、大阪市定額減税補足給付金(不足額給付) ※(以下、「本給付金」といいます。)にかかる申請書を提出された方のうち支給対象となることを確認できた方に順にお送りしています。 ※本給付金は、令和6年分の所得税および令和6年度分個人住民税において定額減税しきれない方への給付金です。 〔定額減税額〕所得税分:1人当たり3万円 個人住民税分:1人当たり1万円</p>	
<p>ご注意:振込口座に振り込みができないことがわかったときは、振込予定日に振り込むことはできません。この場合、事務局から連絡させていただきますが、指定する日までに必要書類をご提出いただかなければ、本給付金は支給できません。</p>	
不足額給付金の支給額及び算出式	
所得税分	定額減税可能額 [] 円 - 令和6年分 所得税定額減税額 [] 円 = 控除不足額① [] 円 扶養親族数 (R6.12.31時点) [] 人
個人住民税分	定額減税可能額 [] 円 - 令和6年度分 個人住民税 所得割額(定額減税前) [] 円 = 控除不足額② [] 円 扶養親族数 (R5.12.31時点) [] 人
合計	控除不足額① [] 円 + 控除不足額② [] 円 = 合計③(所要額) [] 円
支給額	③を1万円単位に 切り上げ [] 円 - 当初調整給付支給額 (昨年支給分) [] 円 = 不足額給付支給額 (今回支給分) [] 円
令和7年8月29日時点の本市の個人住民税情報にもとづき算定した結果を記載しています。	
原則手続き不要です	
<p>□座変更、受給辞退を申し出される方は 連絡が必要です。 詳しくは裏面をご確認ください。</p>	
<p>(注)「扶養親族数」には控除対象配偶者・16歳未満の扶養親族を含みます。(国外居住者は除く)</p>	
<p>)までに (注)裏面の支給要件(支給対象者)2に該当する方は、 不足額給付支給額(今回支給分)のみ記載しています。</p>	

(裏)

支給要件(支給対象者)

令和7年1月1日(賦課期日)時点において大阪市にお住まいの方で次のいずれかの要件に該当する方

- 1.当初調整給付金(昨年支給分)の所要額に不足が生じている方
- 2.専従者または合計所得金額48万円超の方のうち、所定の要件を満たす方(非課税世帯等向け給付金の対象世帯であった方を除く。)
詳細はホームページをご覧ください。

注意事項

給付金の支給後、支給対象外であることが判明した場合は、給付金の返還を求める場合があります。

連絡が必要な場合

次のいずれかに該当する場合は、表面記載の期日までにコールセンターまでご連絡いただくか、オンラインで手続きしてください。

- ・振込口座を支給対象者本人の別口座に変更することを希望する場合(表面に記載の振込予定期には支給できません。)
- ・本給付金の受け取りを辞退される場合
- ・支給対象者がお亡くなりになられた場合

本書に関してコールセンターにお電話をしていただける方は次のとおりです。

- ・支給対象者本人
- ・法定代理人(親権者・未成年後見人・成年後見人・保佐人・補助人)…支給対象者本人との関係性が確認できる書類(登記事項証明書等)をFAXでお送りいただき確認させていただきます。
- ・同居または別居の親族…本書を現認されている親族の方に限らせていただきますので、お手元に本書をご用意ください。
- ・個人市・府民税の納税管理人

エ 申請書・現金支払用 (A 4)

(表)

様	お問合せ番号 []				
大阪市定額減税補足給付金(不足額給付)の 支給のお知らせ(申請書用)					
様 (支給対象者)					
<p>このお知らせは、大阪市定額減税補足給付金(不足額給付)※(以下、「本給付金」といいます。)にかかる申請書を提出された方のうち支給対象となることを確認できた方に順にお送りしています。</p> <p>※本給付金は、令和6年分の所得税および令和6年度分個人住民税において定額減税しきれない方への給付金です。</p> <p>[定額減税額]所得税分:1人当たり3万円 個人住民税分:1人当たり1万円</p>					
<table border="1"><tr><td style="text-align: center;">支給の方法</td><td style="text-align: center;">現金書留</td></tr><tr><td style="text-align: center;">現金書留 発送予定日</td><td></td></tr></table>		支給の方法	現金書留	現金書留 発送予定日	
支給の方法	現金書留				
現金書留 発送予定日					
不足額給付金の支給額及び算出式					
所得税分	定額減税可能額 [] 円 - 令和6年分 所得税定額減税額 [] 円 = [] 円	控除不足額① [] 円	扶養親族数 (R6.12.31時点) [] 人		
個人住民税分	定額減税可能額 [] 円 - 令和6年度分 個人住民税 所得割額(定額減税前) [] 円 = [] 円	控除不足額② [] 円	扶養親族数 (R5.12.31時点) [] 人		
合計	控除不足額① [] 円 + 控除不足額② [] 円 = [] 円	合計③(所要額) [] 円			
支給額	③を1万円単位に 切り上げ [] 円 - 当初調整給付支給額 (昨年支給分) [] 円 = [] 円	不足額給付支給額 (今回支給分) [] 円			
<p>令和7年8月29日時点の本市の個人住民税情報にもとづき算定した結果を記載しています。</p>					
原則手続き不要です		(注)「扶養親族数」には控除対象配偶者・16歳未満の扶養親族を含みます。(国外居住者は除く)			
受給辞退を申し出される方は 連絡が必要です。 詳しくは裏面をご確認ください。		までに (注)裏面の支給要件(支給対象者)2に該当する方は、 不足額給付支給額(今回支給分)のみ記載しています。			

(裏)

支給要件(支給対象者)

令和7年1月1日(賦課期日)時点において大阪市にお住まいの方で次のいずれかの要件に該当する方

- 1.当初調整給付金(昨年支給分)の所要額に不足が生じている方
- 2.専従者または合計所得金額48万円超の方のうち、所定の要件を満たす方(非課税世帯等向け給付金の対象世帯であった方を除く。)
詳細はホームページをご覧ください。

注意事項

- ・現金書留の送付先は原則、変更することはできません。
やむを得ず送付先を変更する場合は「現金書留送付先変更依頼書」の提出が必要となります。
- ・現金書留を受け取ることができず、郵便局から本市あてに返戻された場合は本給付金を辞退したものとみなし、再送はいたしません。
- ・給付金の支給後、支給対象外であることが判明した場合は、給付金の返還を求める場合があります。

連絡が必要な場合

次のいずれかに該当する場合は、表面記載の期日までにコールセンターまでご連絡いただくか、オンラインで手続きしてください。

- ・本給付金の受け取りを辞退される場合
- ・支給対象者がお亡くなりになられた場合

本書に関してコールセンターにお電話をしていただける方は次のとおりです。

- ・支給対象者本人
- ・法定代理人(親権者・未成年後見人・成年後見人・保佐人・補助人)…支給対象者本人との関係性が確認できる書類(登記事項証明書等)をFAXでお送りいただき確認させていただきます。
- ・同居または別居の親族…本書を現認されている親族の方に限らせていただきますので、お手元に本書をご用意ください。
- ・個人市・府民税の納税管理人

第2号様式（A4）

		お問合せ 番号							
振込口座変更届出書 大阪市定額減税補足給付金(不足額給付)									
大阪市長様 大阪市定額減税補足給付金(不足額給付)の振込口座を、 次の【同意事項】に同意のうえ届出します。		記入日 令和 年 月 日							
【同意事項】 次の事項について同意します。 ・振込不能等の事由により、振込が完了せず、また大阪市が指定する期限までに必要な書類が整わなかった場合は、大阪市定額減税補足給付金(不足額給付)が支給されないこと。									
1 支給対象者									
氏名 (フリガナ) (署名)		生年月日 (西暦 明治 大正) (昭和 平成)	現住所 〒 年 月 日 電話番号 ()						
2 変更後の振込口座(支給対象者本人名義の口座情報を記入してください。) ※英字のみの場合を除き、カタカナで口座名義を記入してください。									
口座名義 (カタカナで記入)									
銀行またはゆうちょ銀行のいずれかを記入してください。									
銀行の場合	金融機関名		支店名	預金種別					
	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> 農協 <input type="checkbox"/> 信用組合		<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 支所 <input type="checkbox"/> 出張所	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座					
ゆうちょ 銀行の場合	金融機関番号	支店等番号 (店番号)	口座番号						
	1	0	—						
通帳の記号					通帳の番号(右詰め)				
※デビットカードやクレジットカード一体型のキャッシュカードは、券面の表記と口座名義が異なっている場合がありますので、通帳やインターネットバンキングの登録情報等で正しい口座名義を確認のうえ記入してください。 ※口座名義の相違等で振込ができなかつた場合は、郵送等でお問い合わせいたしますが、指定の期日までに正しい口座をお知らせいただけなかつときは、給付金の支給ができませんのでご注意ください。									
3 必要な書類(以下の書類も返信用封筒に同封して提出してください。)									
<input type="checkbox"/> 振込口座が確認できる書類のコピー ・通帳やキャッシュカード等、支給対象者名義の振込口座の金融機関名・支店名・預金種別・ □口座番号・口座名義(カナ)が確認できる書類 ※提出いただきました振込口座変更届出書および書類のコピーは返却できませんので予めご了承ください。									

第3号様式

ア 当初発送用 (A 3)

(表)

お問合せ 番号	返送用																
<h3>大阪市定額減税補足給付金(不足額給付)支給要件確認書</h3>																	
様 (支給対象者)		書面より早く手続きできます オンラインで 手続き可能 です! 															
<p>【手続方法】</p> <p>下記の確認欄に署名し、裏面の振込を希望する口座に口座情報を記入のうえ、中央のキリトリ線で切り離して、同封の返信用封筒でご返送いただくか、専用ホームページからオンラインで申請してください。</p> <p>※「振込口座が確認できる書類」(裏面参照)のコピーを返信用封筒に同封、またはオンライン申請で画像を添付してください。</p> <p>返送期限：令和7年10月31日(金)消印有効(オンライン申請期限：17時まで)</p> <p>【確認欄】 左記及び下記内容を確認のうえ、異議がない場合は署名してください。</p> <ul style="list-style-type: none">返送期限までに本書の提出(オンライン申請を含む)がなかった場合、必要な添付書類を提出いただけなかった場合は本給付金を辞退したものとみなします。記入不備や書類不足があった場合にご記入の電話番号に連絡させていただくことがございますので、必ず日中に連絡がとれる電話番号をご記入ください。また、連絡をとることができず、記入不備や書類不足を解消できなかった場合は本給付金を辞退したものとみなします。本書により申請を行った場合は、給付金額は確定し、支給額の変更を申し出ることはできません。給付金の支給後、支給対象外であることが判明した場合は、給付金の返還を求める場合があります。左記の内容を確認しました。 <p>上記の内容に異議ありません。(赤色矢印の先に記載されているお名前を署名してください。)</p> <p>※支給対象者本人が本書の返送前にお亡くなりになった場合は給付金を受け取ることはできません。</p> <p>※支給対象者本人が自署することが困難な場合は、支給対象者本人の受給の意思を確認したうえで、親族等が代筆いただけます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><td style="width: 25%;">フリガナ</td><td style="width: 25%;"></td><td style="width: 25%;">確認日</td><td style="width: 25%;">令和 年 月 日</td></tr><tr><td>支給対象者 氏名(署名)</td><td></td><td>連絡先 電話番号</td><td></td></tr><tr><td>生年月日</td><td>(西暦) (明治) (大正) (昭和) (平成)</td><td>年 月 日</td><td></td></tr></table> <p>※在留カードをお持ちの方は、在留カードに記載されている氏名をフルネームで署名してください。 If you have a residence card, please sign your full name as it appears on the card. 체류카드를 소지하신 분은 체류카드에 기재되어 있는 이름을 풀네임으로 서명해 주십시오. Xin hãy ký tên với đầy đủ họ tên như được ghi trên thẻ lưu trú nếu bạn có thẻ lưu trú. 持有在留卡者请用在留卡上的全名进行签名。 持有在留卡者請用在留卡上的全名進行簽名。 बसोबास कार्ड हुने महानुभावले, बसोबास कार्डमा लेखिए अनुसारको नाम थर पुरे आफ्नै हातले लेख्नुहोस्।</p> <p>署名を代筆された場合は、代筆者氏名と支給対象者との続柄を記入してください。 ※ 支給対象者の本人確認書類(マイナンバーカード・免許証・保険証等)のコピーを返信用封筒に同封してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><td style="width: 50%;">代筆者氏名</td><td style="width: 50%;">支給対象者 との続柄</td></tr></table>				フリガナ		確認日	令和 年 月 日	支給対象者 氏名(署名)		連絡先 電話番号		生年月日	(西暦) (明治) (大正) (昭和) (平成)	年 月 日		代筆者氏名	支給対象者 との続柄
フリガナ		確認日	令和 年 月 日														
支給対象者 氏名(署名)		連絡先 電話番号															
生年月日	(西暦) (明治) (大正) (昭和) (平成)	年 月 日															
代筆者氏名	支給対象者 との続柄																

(裏)

振込を希望する口座について

- ①下記の太枠内に、支給対象者本人名義の口座情報を記入してください。
- ②下記に記入した口座が確認できる書類のコピーを返信用封筒に同封してください。
※口座をお持ちでない等の理由により口座振込で受給できない方はコールセンターへご連絡ください。

振込を希望する口座

※英字のみの場合を除き、カタカナで口座名義を記入してください。

口座名義 (カタカナで記入)				
-------------------	--	--	--	--

銀行またはゆうちょ銀行のいずれかを記載してください。

銀行の場合	金融機関名		支店名		預金種別
	□銀行	□信用金庫	□本店	□支店	
□農協	□信用組合	□支所	□出張所	□普通	
□	□	□	□	□当座	
ゆうちょ銀行の場合	金融機関番号	支店等番号 (店番号)	口座番号		
1	0	—			

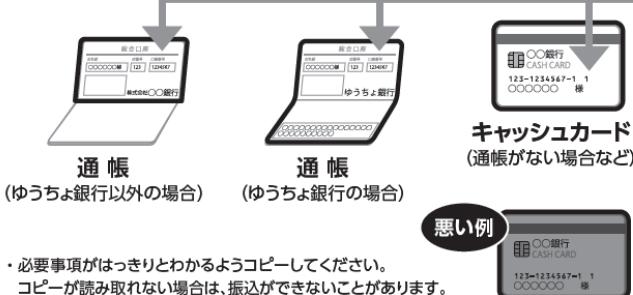
※デビットカードやクレジットカード一体型のキャッシュカードは、券面の表記と口座名義が異なっている場合がありますので、通帳やインターネットバンキングの登録情報等で正しい口座名義を確認のうえご記入ください。

※口座名義の相違等で振込ができなかった場合は、郵送等でお問い合わせいたしますが、指定の期日までに正しい口座をお知らせいただけなかったときは、給付金の支給ができませんのでご注意ください。

振込口座が確認できる書類のコピー

- ・金融機関名
- ・支店名
- ・預金種別
- ・口座番号
- ・口座名義(カナ)
- がわかる通帳またはキャッシュカード

下記のいずれか1つのコピーを同封してください。



金融機関名、支店名、
預金種別、口座番号、
口座名義(カナ)が確認できる面の
コピーを返信用封筒に同封してください。

※ゆうちょ銀行の通帳の場合は通帳見開きのページ
全面のコピーを同封してください。

※旧銀行や支店が統廃合されたキャッシュカードの
場合は確認ができない場合があります。

※インターネットバンキングの場合は、金融機関名、
支店名、預金種別、口座番号、口座名義(カナ)が
わかる画面のコピーを同封してください。

コピーが濃すぎて金融機関名や口座番号が見えない場合、
振込ができないことがあります。

【提出書類】 必要な書類に不足がないか確認のうえ、オンラインで申請するか、返信用封筒でご返送ください。

- 大阪市定額減税補足給付金(不足額給付)支給要件確認書(本書)
 - 振込を希望する口座の口座情報がわかる書類のコピー
- 〈署名を代筆した場合〉
- 支給対象者の本人確認書類のコピー

イ 随時発送用 (A 3)

(表)

お問合せ番号	返送用				
大阪市定額減税補足給付金(不足額給付)支給要件確認書					
様 (支給対象者)					
【手続方法】 下記の確認欄に署名し、裏面の振込を希望する口座に口座情報を記入のうえ、中央のキリトリ線で切り離して、同封の返信用封筒でご返送いただくか、専用ホームページからオンラインで申請してください。 ※「振込口座が確認できる書類」(裏面参照)のコピーを返信用封筒に同封、またはオンライン申請で画像を添付してください。 返送期限: 令和7年10月31日(金)消印有効(オンライン申請期限: 17時まで)		書面より早く手続きできます オンラインで手続き可能です! 			
【確認欄】 左記及び下記内容を確認のうえ、異議がない場合は署名してください。					
<ul style="list-style-type: none">返送期限までに本書の提出(オンライン申請を含む)がなかった場合、必要な添付書類を提出いただけなかった場合は本給付金を辞退したものとみなします。記入不備や書類不足があった場合にご記入の電話番号に連絡させていただくことがございますので、必ず日中に連絡がとれる電話番号をご記入ください。また、連絡をとることができず、記入不備や書類不足を解消できなかった場合は本給付金を辞退したものとみなします。給付金の支給後、支給対象外であることが判明した場合は、給付金の返還を求める場合があります。左記の内容を確認しました。					
上記の内容に異議ありません。 (赤色矢印の先に記載されているお名前を署名してください。) ※支給対象者本人が本書の返送前にお亡くなりになった場合は給付金を受け取ることはできません。 ※支給対象者本人が自署することが困難な場合は、支給対象者本人の受給の意思を確認したうえで、親族等が代筆いただけます。					
フリガナ	確認日	令和 年 月 日	支給対象者 氏名(署名)	連絡先 電話番号	
生年月日	西暦 (明治) 大正 (昭和) 平成	年 月 日			
※在留カードをお持ちの方は、在留カードに記載されている氏名をフルネームで署名してください。 If you have a residence card, please sign your full name as it appears on the card. 체류카드를 소지하신 분은 체류카드에 기재되어 있는 이름을 풀네임으로 서명해 주십시오. Xin hãy ký tên với đầy đủ họ tên như được ghi trên thẻ lưu trú nếu bạn có thẻ lưu trú. 持有在留卡者请用在留卡上的全名进行签名。 持有在留卡者請用在留卡上的全名進行簽名。 बसोबास कार्ड हुने महानुभावले, बसोबास कार्डमा लेखिए अनुसारको नाम थर पुरै आफ्नै हातले लेखुहोस।					
署名を代筆された場合は、代筆者氏名と支給対象者との続柄を記入してください。 ※ 支給対象者の本人確認書類(マイナンバーカード・免許証・保険証等)のコピーを返信用封筒に同封してください。					
代筆者氏名	支給対象者との続柄				

(裏)

振込を希望する口座について

- ①下記の太枠内に、支給対象者本人名義の口座情報を記入してください。
 - ②下記に記入した口座が確認できる書類のコピーを返信用封筒に同封してください。
- *口座をお持ちでない等の理由により口座振込で受給できない方はコールセンターへご連絡ください。

振込を希望する口座

*英字のみの場合を除き、カタカナで口座名義を記入してください。

口座名義 (カタカナで記入)										
-------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

銀行またはゆうちょ銀行のいずれかを記載してください。

銀行の場合	金融機関名				支店名				預金種別	
	□ 銀行		□ 信用金庫		□ 本店		□ 支店		□ 普通	
□ 農協		□ 信用組合		□ 支所		□ 出張所		□ 当座		
金融機関番号				支店等番号 (店番号)			口座番号			
ゆうちょ銀行の場合	1	0	—	通帳の記号	通帳の番号(右詰め)					

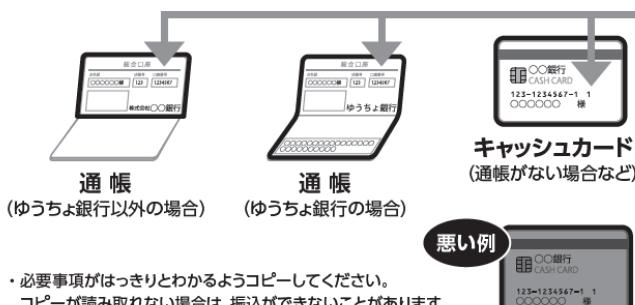
*デビットカードやクレジットカード一体型のキャッシュカードは、券面の表記と口座名義が異なっている場合がありますので、通帳やインターネットバンキングの登録情報等で正しい口座名義を確認のうえご記入ください。

*口座名義の相違等で振込ができなかった場合は、郵送等でお問い合わせいたしますが、指定の期日までに正しい口座をお知らせいただけなかったときは、給付金の支給ができませんのでご注意ください。

振込口座が確認できる書類のコピー

- ・金融機関名
- ・支店名
- ・預金種別
- ・口座番号
- ・口座名義(カナ)
- がわかる通帳またはキャッシュカード

下記のいずれか1つのコピーを同封してください。



- ・必要事項がはっきりわかるようコピーしてください。
コピーが読み取れない場合は、振込ができないことがあります。

悪い例



- ・通帳見開きのページ全面のコピーを同封してください。
- ・旧銀行や支店が統廃合されたキャッシュカードの場合は確認ができない場合があります。
- ・インターネットバンキングの場合は、金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義(カナ)がわかる画面のコピーを同封してください。

※ゆうちょ銀行の通帳の場合は通帳見開きのページ全面のコピーを同封してください。

※旧銀行や支店が統廃合されたキャッシュカードの場合は確認ができない場合があります。

※インターネットバンキングの場合は、金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義(カナ)がわかる画面のコピーを同封してください。

【提出書類】必要な書類に不足がないか確認のうえ、オンラインで申請するか、返信用封筒でご返送ください。

- 大阪市定額減税補足給付金(不足額給付)支給要件確認書(本書)
- 振込を希望する口座の口座情報がわかる書類のコピー

〈署名を代筆した場合〉

- 支給対象者の本人確認書類のコピー

第4号様式（A4）

(表)

お問い合わせ番号 67 000005 1

こちらを提出してください。

申請用

B999999999900B

大阪市定額減税補足給付金(不足額給付)申請書

大阪市長 宛

申請日 令和 年 月 日

手続方法 裏面の【チェックリスト】を確認し、必要書類を準備して、次のいずれかの方法で手続きをしてください。

書類で申請する

下記の確認欄に署名、①～⑤の該当する項目にチェックし、裏面の振込を希望する口座に口座情報を記入のうえ、中央のキリトリ線で切り離して、「振込口座が確認できる書類」のコピー等必要書類とともに、同封の返信用封筒で返送してください。
申請期限：令和7年9月22日(月)消印有効

オンラインで申請する

書面より早く手続きできます / 右の二次元コードを読み取り、申請してください。
令和7年9月22日(月)17時までに完了してください。

確認欄 左記及び下記内容を確認し、下記の①～⑤のうち該当するもの全てに☑のうえ、申請してください。

下記のすべてを確認しました。誓約・同意のうえ、申請します。

申請者氏名 (フリガナ)	a) 現住所
	b) 令和7年1月1日時点の住所 上記a)と同じ場合は記入不要
生年月日 <input checked="" type="checkbox"/> 西暦 <input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日	c) 令和6年1月1日時点の住所 □上記a)と同じ □上記b)と同じ 上記a)、b)と同じでない場合は記入してください。

※在留カードをお持ちの方は、在留カードに記載の氏名のとおり記入願います。
※申請者本人が、本書の返送前にお亡くなりになった場合は、給付金を受け取ることはできません。

① 令和6年1月2日以降に大阪市に転入しました。
当てはまるどちらかに☑してください。
□転出した市区町村から当初調整給付金(昨年支給分)を受け取りました。(給付金： 万円)
□転出した市区町村から当初調整給付金(昨年支給分)は受け取っていません。

② 専従者です。

③ 令和6年分所得税に係る合計所得金額および令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額のどちらかが48万円を超えていました。

④ 「支給のお知らせ」又は「確認書」を受け取りましたが、支給額の変更を申し出ます。

⑤ 上記①～④のいずれにも該当しないが、令和7年7月以降に所得税・個人住民税の税額変更(扶養人数の変更等)があった等により、新たに対象になります。

(誓約事項)

・本給付金の支給要件の該当性を審査するため、大阪市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求めることおよび提供することに同意します。
・公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
・審査の結果、本給付金の支給が決定した場合、給付額の変更ができないことに同意します。
・審査の結果、本給付金の対象外である場合には、本給付金が支給されないことに同意します。
・大阪市が支給決定した後、振込不能等の理由により支払いが完了せず、また大阪市が指定する期限までに必要な書類が整わなかった場合は、本給付金が支給されないことに同意します。
・提出した申請書及び添付書類は返却されないことに同意します。
・本給付金の支給後、申請書の記入事項について虚偽があることが判明した場合や、支給要件に該当しないことが判明した場合には、本給付金を返還します。
・この申請書に不備があった場合や、必要な添付書類を提出しなかった場合は、本給付金が支給されないことに同意します。

<確認事項>

・記入不備や書類不足があった場合に、ご記入の電話番号に連絡させていただくことがございますので必ず日中に連絡がとれる電話番号をご記入ください。
・また、連絡をとることができず、記入不備や書類不足を解消できなかった場合は、申請を受理できません。

・意図的に虚偽の申請をした場合は、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

(裏)

振込を希望する口座について

- ①下記の太枠内に、申請者本人名義の口座情報を記入してください。
 - ②下記に記入した口座が確認できる書類のコピーを同封してください。
- *口座をお持ちでない等の理由により口座振込で受給できない方はコールセンターへご連絡ください。

振込を希望する口座

申請者本人名義の口座を記入してください。
※英字のみの場合を除き、カタカナで口座名義を記入してください。

□ 座名義 (カタカナで記入)										
--------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

銀行またはゆうちょ銀行のいずれかを記載してください。

銀行の場合	金融機関名				支店名				預金種別	
			<input type="checkbox"/> 銀行	<input type="checkbox"/> 信用金庫			<input type="checkbox"/> 本店	<input type="checkbox"/> 支店	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座
金融機関番号				支店等番号 (店番号)			口座番号			
ゆうちょ銀行の場合	通帳の記号	通帳の番号(右詰め)								
ゆうちょ銀行の場合	1			0	—					

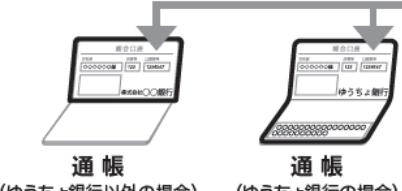
*デビットカードやクレジットカード一体型のキャッシュカードは、券面の表記と口座名義が異なっている場合がありますので、通帳やインターネットバンキングの登録情報等で正しい口座名義を確認のうえご記入ください。

*口座名義の相違等で振込ができなかった場合は、郵送等でお問合せいたしますが、指定の期日までに正しい口座をお知らせいただけなかったときは、給付金の支給ができませんのでご注意ください。

振込口座が確認できる書類のコピー

- ・金融機関名
- ・支店名
- ・預金種別
- ・口座番号
- ・口座名義(カナ)
- がわかる通帳またはキャッシュカード

下記のいずれか1つのコピーを同封してください。



キャッシュカード
(通帳がない場合など)



・必要事項がはっきりわかるようコピーしてください。
コピーが読み取れない場合は、振込ができないことがあります。

金融機関名、支店名、
預金種別、口座番号、
口座名義(カナ)が確認できる面の
コピーを返信用封筒に同封してください。

*ゆうちょ銀行の通帳の場合は通帳見開きのページ
全面のコピーを同封してください。
*旧銀行や支店が統合されたキャッシュカードの
場合は確認ができない場合があります。
*インターネットバンキングの場合は、金融機関名、
支店名、預金種別、口座番号、口座名義(カナ)が
わかる画面のコピーを同封してください。

コピーが複数枚ある場合は、
複数枚のコピーを返信用封筒に同封してください。

申請者の本人確認書類のコピー (マイナンバーカード、健康保険証、運転免許証、年金手帳 等) (現物は送らないでください)

本人確認書類のいずれか1つのコピーを同封してください。

例)



マイナンバーカード
裏面は不要です



健康保険証(表裏)



運転免許証(表裏)



年金手帳(中面)